

第4章 基本方針と施策の展開

基本方針1 多様な担い手の育成・確保

(1) 担い手の育成（農業経営安定）

◇現況と課題

本市農業の持続的な発展のためには、経営感覚に優れた経営体の育成が必要となります。更なる経営の安定化を図るため、個人経営や集落営農組織の法人化を進める必要があります。さらには、女性農業者による地域農業への参加が少ないことから、より一層の男女共同参画の拡大も必要となっています。

また、各地域の担い手である集落営農組織および農業法人ならびに認定農業者の相互において農業振興の連携を必要とすることから、そのネットワークや情報交換の場が必要となっています。

◇施策の展開

1) 認定農業者や新規就農者の育成

- ・国の補助制度等を活用する中、高性能機械^{*}整備をはじめ、高効率化や省力化を図る構造改善に必要な施設整備を支援し、効率的かつ安定的な農業経営に取り組む担い手を育成します。
- ・新規就農者の営農継続を図るため、初期の設備投資に必要な資金（融資）など助成制度の紹介や農作物栽培の技術指導や研修会の開催、営農相談などを関係機関と連携し開催します。
- ・認定新規就農者の計画期間終了時については、認定農業者へのアプローチを進め認定に係る支援を行います。

2) 個人経営や集落営農組織の法人化の促進

安定した農業経営が可能となるよう個人や集落営農組織の法人化を促進し、地域の担い手として自立・確立するとともに、雇用の安定と次世代の育成を推進します。

3) 複合経営^{*}の促進

水稻と転作作物としての加工用米や飼料用米の取組みのほか、畑地栽培の野菜等の作付けを組み合わせた収益性の高い複合経営への転換を促進します。

4) 家族経営協定の促進

農業委員会が推進する家族間の農業経営に係るルールや取り決めを文書で交わす「家族経営協定」の締結を促進し、男女が共に働く環境の構築を進めるとともに、女性農業者の積極的な地域農業への参画・協力を推進します。

5) 担い手のバックアップ体制等の整備

- ・担い手の農業経営を支援するため、情報のネットワーク化、情報交換できる場の創設や担い手のバックアップ体制の整備を進めます。
- ・担い手の経営を農業後継者に継承し発展させる取組みを国とともに支援します。

(2) 労働力（人材）の確保

◇現況と課題

農業従事者の高齢化や担い手不足に伴い、新規就農者の確保、農業法人における人材の確保等が必要となっています。安定した経営と事業運営のためには、農業経験があり通年で従事できる人材の確保が必要となっています。また、小規模農家が意欲的に農業に取り組める環境づくりも必要となっています。

このことから、農地の保全や集落機能の維持・弱体化の防止、農業の活性化を図るためにも、労働力の確保は重要な課題となっています。

◇施策の展開

1) 新規就農者等の確保

就農フェアの参加や県内研修先企業・農業大学校に対しPR活動を行うことで、就農意欲のある新規就農者の積極的な確保に努めます。

2) 農業法人等への就農者の定着

- ・農業法人や認定農業者の経営安定のため、雇用に係る支援を行います。
- ・帰農者^{*}等農業経験のある人や離農しているが就農意欲のある人、また、農業者だけでなく地域住民を雇用するなど地域ぐるみの農業生産活動を推進し、オペレーターなどの労働力の確保に努めます。

3) 農福連携の推進

障がいのある人をはじめ、高齢者や生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の農業分野での活動を通して、障がいのある人等の新たな活動の場や生きがい創出され、共生社会の実現に寄与できるとともに、農業経営の発展においても期待できる「農福連携」を推進します。

4) 中小規模農家の農業継続支援

中小規模農家に対し、営農技術指導や経営指導等を関係機関と連携し、農業経営の継続および農業所得の向上につながるよう支援に努めます。

5) スマート農業の推進

- ・国は日本農業の様々な課題（農業者の減少による労働力不足や新規就農者の技術習熟度の低さなど）解決のツールとして、スマート農業の実証や普及に向けた取り組みが進められています。代表例として自動運転農機、農業用ロボットおよび農業用ドローンなどがあり、農作業の効率化や労働力の確保のほか、収益向上、付加価値向上および農業者の働き方改革にもつながるものとされています。本市においては、国や県によるスマート農業技術の実証結果などを踏まえる中、情報収集を行い、スマート農業の普及・促進に努めます。
- ・農業分野におけるデジタル技術（データ駆動型の農業経営・補助金のオンライン申請等）についても、本市農業に活用・推進するため、今後も国の動向を注視していきます。

基本方針 2 農業を軸とした地域の活性化

(1) 交流の促進

◇現況と課題

余暇活動の多様化に伴い、自然豊かな農村でのレクリエーション活動や土に触れる農作業体験などの農村空間に対する「ゆとり」や「やすらぎ」を求められており、農村部における地域農産物の直売や農作業体験を通じた交流活動の促進が必要となっています。また、地域資源を活用し、都市農村交流を促進し、農業の活性化、「輪」のつながりを強化していくことにより、地域活性化につなげていくことも必要となっています。

◇施策の展開

1) 市民農園の開設

- ・農家以外の市民が農作業を通じて自然に親しみ、農業への理解を深めてもらえるよう市民農園の開設を促進します。
- ・高齢化社会が進む中、本市で高齢者が安心して末永く生きがいをもって、生き生きと活動できる場として、市民農園の創出を支援します。

2) 各種農業団体のイベント（農業体験等）への参加促進

- ・地域では、JAをはじめとした農業団体が、様々なイベントを展開されています。人と人が交流できる場であることから、イベントへの積極的な参加を促し、自然界の営みや食と農に関わり、農業・農村が担う多面的機能、消費者ニーズや農業問題等について相互に理解を深める取り組みの推進に努めます。
- ・水稻栽培時において本市が取り組むニゴロブナの稚魚を水田に放流し、育てる「ゆりかご水田事業^{*}」を推進し、子どもたちと農業者との交流に努めます。

3) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進（多面的機能支払交付金^{*}）

農村の持つ景観、豊かな生態系などを次世代に守り伝えていくため、子どもから老人まで、また農家だけでなく地域の住民も参加できるような活動を展開することで、集落の活性化と住民間の交流の促進に取り組みます。

(2) 農業と他産業との連携

◇現況と課題

市内には、「ファーマーズマーケットおうみんち」や市民農園などの農業関連施設があり、観光関連施設と連携が図れる農業関連施設は、直売所施設、市民農園、体験農場などが挙げられますが、異業種間の横断的な連携がなされていない状況にあります。これらの農業関連施設や観光関連施設、各種企業と連携を図り、市独自の特産品等を作り上げる可能性も模索する必要があります。

◇施策の展開

農商工連携および福祉・医療との連携

農産物やその他の資源を利活用し、食品産業をはじめとする様々な産業と連携し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスの展開を図りながら、地域産業全体の活性化につなげていけるよう、関係機関・団体と連携し推進します。

また、福祉・医療との連携により、障がいのある人の就労訓練・雇用のための事業や、農産物の持つ機能性や健康面での効用の活用など効果的な施策を推進します。

(3) 関係人口の創出

◇現況と課題

わが国では、少子高齢化がますます進み、人口も減少に向かっています。特に農村地域ではその傾向が顕著になっており、若者や子どもが少ないために、農村の伝統的な祭りなどの継承が困難になってきている状況が見られます。そのため、農村の人口減少を食い止め、維持していくために、地域の後継者だけでなく、地域外からも新たに人が移住などできるような施策が必要です。

◇施策の展開

1) 農業現場を支える多様な人材の確保

農業体験やふるさと納税等の様々なきっかけを通じて、本市農業に関心や関わりを持っていただいた方が、関心や関わりを段階的に深め、地域活動への参画や援農・就農等につなげていくための仕組みづくりを検討します。

2) 農村定住者の確保

都市計画法による市街化調整区域における地区計画制度[※]の活用や、農村集落の周辺の入り組んだ農地や農業生産に非効率な農地など、農業振興地域内農地の地域コミュニティの活性化に繋がる活用については、地域の意見を踏まえ、有効な方策を研究し、一定の条件が整った場合については、農地の利活用に向けて引き続き検討してまいります。

また、現存する空き家の利活用については、移住希望者等とのマッチングを含め、関係機関と連携し、検討してまいります。

3) 地域農業を牽引するリーダーの育成・確保

地域農業を支えるリーダーや人材を中長期的な視点から育成するため、地域が直面する課題や地域活性化に資する研修会等への参加を促進します。

基本方針3 農用地の保全、集積および集約

(1) 優良農地の保全と耕作放棄地の解消

◇現況と課題

農業従事者の高齢化や担い手の不足などにより、未整備農地にとどまらず整備された優良農地も耕作放棄地となる恐れがあり、今後拡大していくことが危惧されます。耕作放棄地の拡大は、農業生産基盤の喪失のみでなく、食料自給率の低下、国土の保全機能や農業・農村の持つ多面的機能の低下など地域の環境に大きな影響を与えます。

本市の財産である農地を守り、農業の活性化を図るためにも、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組む必要があります、関係者が連携し一体となって取り組むことが重要です。

また、市街化区域^{*}内農地については、計画的な開発が進む一方、景観、環境、教育、防災等の農地の多面的な役割が着目されるなか、市街化区域農地の保全の方向性については、都市農業振興基本法^{*}および基本計画に基づく都市農業の位置づけを基本として「ホテルが舞う環境を保全するための環境保全型農地」、「体験農業の場や市民農園のための体験型農地」や「伝統文化に必要な作物を生産するための伝統文化保全型農地」など、地域の需要に応じた都市農地の保全・活用を行い、将来にわたって良好な景観の形成など多様な機能を有する田園が継承されるため、適切な保全に向けての対応が必要であります。

◇施策の展開

1) 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全

市内にある基盤整備済みの優良農地については、農業の規模拡大や営農活動の効率化の為に、今後も農業振興地域整備計画に基づいて保全を図ります。

2) 耕作放棄地の発生防止・解消

- ・農業委員会と連携し、不耕作となっている農地の借受者へのヒアリング実施等、耕作放棄地の発生防止に努めて参ります。
- ・旧野洲川畑地帯（南流工区・北流工区・湖岸工区）等においては耕作放棄地が増加しているため、新たな借受希望者による耕作放棄地の解消に向けた取り組みに対し、支援を行います。
- ・耕作放棄地の存在する集落内に規模拡大に意欲的な農家が存在し、農地の出し手と受け手の間で利用権設定^{*}の調整が可能な場合は、人・農地プランや農地中間管理事業の活用により積極的に農地の集積を推進します。集落内で調整が図れない場合は、認定農業者や農業法人などの担い手へ農地の集積を図ります。

3) 市街化区域農地の保全活用

- ・国および県の動向を注視し、市街化区域内農地（都市農地）の有効な保全に取り組みます。
- ・市街化区域内農地については、農業の安定的な継続と適切な保全・活用を進め、地域の活性や市域の発展に寄与し、地域の交流が見込まれる農地の活用について、引き続き取り組みます。
- ・伝統文化の継承や農業体験学習田など、地域の需要に応じた都市農地の保全・活用に努めます。

(2) 担い手への農地集積・集約化

◇現況と課題

効率的な農業経営を行うためには、農地の流動化を図り経営規模の拡大を促進することが必要です。特に大規模な土地利用型農業に取り組むには、分散した農地は作業効率の低下を招くため、安定した農業経営のためには農地の面的集積が必要となります。そのため、農地の出し手と受け手にかかる情報を一元的に把握する必要があります。

◇施策の展開

1) 農地中間管理事業の活用

- ・農業の大規模化、効率化を図るため、特に農振区域内の優良農地については、転用規制の厳格化に伴い維持・保全を行う必要があることから、認定農業者等のさらなる規模拡大を推進します。
- ・農業者の経営安定を図るため、長期にわたり農地の貸借が可能な農地中間管理事業を活用し、更なる農地の集積・集約化を推進します。

2) 人・農地プランの実質化^{*}の推進

将来の地域農業を地域で話し合う「人・農地プランの実質化」に向けて、人・農地プランに位置づけられた中心経営体をはじめ、地域の農業者、農業委員、農地利用最適化推進委員等が一堂に会し、後継者の有無、農地の出し手・受け手および中心経営体への農地集積、集約など、地域における農業の将来の在り方について話し合い、中心経営体が効率的かつ安定的な農業経営が図れるとともに地域農業が発展するよう「人・農地プランの実質化」を推進します。

また、新たに「人・農地プラン」の作成が必要となる地域や集落に対して、作成に向けた働きかけを行うとともに、作成支援に取り組みます。

基本方針 4 農業生産基盤の保全・長寿命化対策

農業生産基盤施設の保全・長寿命化対策

◇現況と課題

基盤整備事業によって整備された揚水施設、用排水路および農道等は、整備後 40 年以上が経過し、老朽化が進み、揚水機の故障や漏水事故などが多発しています。これらの施設が故障すれば農業生産に多大な影響を及ぼすことが懸念されることから、施設の管理者による施設の効率的かつ計画的な保全更新対策の推進が必要となります。

また、農業水利施設の多くは土地改良区が維持管理していますが、土地持ち非農家の増加に伴う農業意識の低下や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷による農家所得の減少など社会経済情勢の変化により、管理体制は脆弱化しつつあるため、多様な主体の参画による安定的な管理体制を構築していく必要があります。

さらには、近年においては、気候変動が指摘される中、集中豪雨等の発生頻度の増加等に配慮した整備に対する住民意識の高まりなど、防災面を含む多面的機能の発揮に関する状況にも変化が生じてきており、十分状況に配慮した管理体制整備を図ることが重要となってきています。

◇施策の展開

1) 土地改良施設の長寿命化、計画的な保全管理

土地改良施設の効率的かつ計画的な保全更新対策を推進し、農業の生産基盤の長寿命化を図ることで、施設を管理する土地改良区や農業組合等の施設の維持管理に係る負担を軽減し、農業の持続的な発展を支援します。

また、農業水利施設については、県とともにアセットマネジメント※を推進し、次世代に健全な状態で引き継げるよう計画的な更新を支援します。

2) 世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の推進

地域ぐるみの共同活動を通じて、農村の保全を図る質の高い取り組みや地域住民などの多様な主体との連携を一層促進し、農村の地域力の強化を高めることで、集落によって行われる農道や水路の簡易な補修や更新を支援します。維持管理体制については、地域住民等の多様な主体の参画による安定的な体制の整備・強化を図り、農業施設の有する多面的機能が発揮できるよう支援していきます。

3) 農業生産基盤整備事業の更なる支援

「守山市農業生産基盤整備事業」および「守山市野洲川畑地帯生産基盤整備事業」により、農業組合や土地改良区が行う農業生産基盤施設の改良等については、計画的な整備と更新に努め、より効果的な事業実施となるよう更なる支援を行ってまいります。

基本方針5 地域特性を活かした農産物の生産

(1) 産地（ブランド）の形成

◇現況と課題

近年、米・野菜などの農産物の生産環境は、産地間競争の激化や輸入野菜の増加などにより、厳しい状況にあります。一方、消費者や市場から支持を得た農産物は、産地化またはブランド化していく必要があります。本市においても「モリヤマメロン」や「もりやま梨」「守山こぼまブドウ」等の産地は、生産農家の高齢化等が顕著になっています。

このことから、消費者の多様なニーズに応えるため、温暖な地域特性を活かした農産物の栽培による産地の形成（守山ブランド）を目指し、米や野菜産地および輸入野菜等との産地間競争に勝てる競争力のある生産・流通体制を確立していくことが必要となっています。

◇施策の展開

1) モリヤマメロン・守山産野菜生産者の育成・確保

- ・本市の特産品であるモリヤマメロンのブランド力の維持発展を図るため、JAが設置する「メロントレーニングハウス」や独立後のハウスでモリヤマメロン生産を行う新規就農者の生産に係る経費や新規就農者に生産技術を指導する指導料に対し、引き続き支援を行います。
- ・モリヤマメロンの安定的な生産量の確保および生産拡大を図るため、JAと連携し、「モリヤマメロン活性化プロジェクト」として、就農フェアの参加や農業大学校などへのPR活動を行います。また、既存のモリヤマメロン生産者についても、継続して安定的な生産ができるよう支援してまいります。
- ・守山産野菜の産地維持および消費者が求める「安全」「安心」「新鮮」な守山産野菜の安定供給を図るため、JAが設置するメロントレーニングハウス活用後の時期を活用し、守山産野菜の生産に取り組もうとする新規就農者等への支援を引き続き行います。

2) もりやまフルーツランドの産地としての振興

- ・もりやまフルーツランドにおいては、生産組合の代表者、中洲学区長、JAおのみ富士、県大津・南部農業普及センター、農業委員会事務局、県農業共済組合南部支所、県農地中間管理機構および本市など関係者で構成する協議会において、10年後の産地の目指すべき姿を定めた『果樹産地構造改革計画』に基づき、関係機関が協力・連携し、産地の発展を目指します。
- ・認定農業者、農業法人等の担い手に対して、園地の集積を支援します。
- ・消費者ニーズに即した、良食味品種である果樹の改植を支援します。
- ・高品質な果樹生産の推進および産地情報のPR等を通じて既存直売所「もりやまフルーツランド」の販売力の強化に向けて取り組みます。
- ・便利な交通アクセスや琵琶湖を望む美しい景観等園地の立地的な条件等を活かし、滞在型の観光果樹園化に向けて、関係機関が連携して取り組みます。

3) 「もりやまブランド」の普及促進

平成 25 年 5 月に産官学連携により設置した「もりやま食のまちづくりプロジェクト」において、「もりやまブランド」に選定された 11 品目「モリヤマメロン」「ナシ」「ブドウ」「いちご」「守山矢島かぶら」「なばな」「笠原しょうが」「みさき大根」「守山ほたる葱」「青とろナス」「守山もち麦」について、認知度を高めるとともに、消費拡大につながるよう特産品の普及に取り組みます。

4) 生産性の高い水稲・野菜・花き・果樹等の栽培、新たな販路拡大

温暖な気候と豊富な水利条件を活かし、マーケットインの視点から消費者のニーズを満足できる高品質な米（うまい米・売れる米）や野菜・花卉・果樹の生産を積極的に推進します。

このため、農用地の集積等経営規模の拡大、新技術の導入および栽培管理技術の導入・普及による良質米の生産、省力化機械の導入、機械の共同利用による生産コストの削減、作付地の集団化による水利費の削減、適地適作^{*}品種の作付を推進し、生産性の高い水稲・野菜・花卉・果樹等の栽培を目指します。

また、新たな販路として海外輸出等の情報収集を行い、本市農産物に見合った手法を検討してまいります。

◇生産性の高い農産物の栽培（作物毎の生産振興方針・生産技術改善）

①水稲

- ・エコファーマー制度^{*}を活用し、環境にこだわった農業技術の普及、消費者ニーズに答える米づくりを目指します。
- ・地域に適合した良食味米の安定生産を推奨するとともに、登熟期^{*}の高温対策として早生品種^{*}の遅植え等により、守山産米の品質向上を図ります。
- ・JAのカントリーエレベーターおよび低温倉庫を利用した品質の保持に努め、高品質な米の供給体制を強化していきます。
- ・食の安全・安心に向けた取組みの一環として、主食である米や小麦の安全性を確保するため、カドミウム^{*}の吸収抑制対策の徹底を図ります。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP」を推進します。

これらの取組みにより、食味レベルの向上と品質の高位安定が図れ、消費者への安全で安心な良食味米の供給が可能となります。

②麦・大豆

- ・集落を単位とした集落営農組織や大規模農家への土地利用集積（作業受委託[※]を含む）による麦・大豆作付の集団化（ブロックローテーション[※]）と麦あと大豆の作付拡大による経営安定を推進します。
- ・小麦栽培における4技術（①排水対策②土づくり③病虫害防除④実肥の施用）の励行を推進し、高収量・高品質（タンパク含有量向上）小麦の栽培を推進します。
- ・大豆栽培においては、基本技術の徹底を図るとともに、作業の機械化による軽労働力化および品質・収量の向上のための密植栽培などの新技術の導入を推進します。
- ・防除体系においては、農薬のドリフト（農薬飛散）の防止を徹底し、適正な農薬使用の普及・啓発を行います。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP」を推進します。
- ・市場流通の需要に応じた売れる麦・大豆の品種を検討・作付し、本市の地形を活かした高品質な産地づくりを推進します。

これらの取組みにより、実需者の求める品質をクリアした安全・安心な麦・大豆の供給が可能となり、安定的な供給体制の構築が可能となります。

③野菜

- ・消費者に対して安全で安心な野菜を提供できるよう、減農薬・減化学肥料栽培など、環境にやさしい農業を推進します。
- ・野洲川畑地帯等の野菜産地での新規就農者の育成を図ります。
- ・低コスト・省力栽培および農作業の効率化対策を推進します。
- ・生産技術の改善や新技術の導入による生産性の向上および施設化による高品質化、安定生産、通年生産体制の確立を図ります。
- ・国内外の需要に対応した高品質の生産量を確保するため、大規模化や省力化を図るため、国の補助制度等を活用する中、必要な施設整備事業を支援します。
- ・食品の安全の確保、環境の保全、労働安全の確保のため国際的に取り組まれている「GAP」を推進します。

「ファーマーズマーケットおうみんち」等の直売所を拠点とした地産地消を推進するため、消費者が求める「安全」「安心」「新鮮」な地場野菜の安定供給が図れるよう、これらの取組みを推進します。

④花卉

- ・環境にやさしく、省力・低コスト・安定生産を実現できる技術（ロックウール養液栽培、少量土壌培地耕養液栽培）の導入を促進します。
- ・園芸作物の有利販売を展開するため、計画的な生産出荷の推進、品質・規格の統一化、輸送・販売体制の整備を推進します。
- ・国内外の需要に対応した高品質の生産量を確保するため、大規模化や省力化を図る必要な構造改善施設の整備について、国の補助制度等を活用する中、必要な施設整備事業を支援します。

本市の特産であるバラや菊は、連作障害^{*}による品質・生産量が低下する傾向にあり、市場価格も長期低迷を続けています。このことから、消費者のニーズを的確に捉え安定販売を促進に努めます

⑤果樹

- ・環境こだわり農産物認証取得に向けた支援と農薬の安全使用を推進します。
- ・高品質果実生産安定技術の普及・実践に取り組みます。
- ・適期作業の励行を推進します。
- ・直売所マップを作成し、守山産果樹のPRおよび消費拡大に努めます。

高品質の果樹を生産・供給するため、安定的な技術を定着させるため、県普及指導員と連携を図り、営農指導・助言等を行います。

(2) 高付加価値農産物の生産等

◇現況と課題

消費者志向の高まりから有機農産物や新鮮な野菜などの安全・安心で、良質な農産物が求められています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「食」への関心が高まる中、多様な消費者ニーズに応え、これまで以上に安全で安心な付加価値の高い農産物の安定供給に向けた生産および出荷が必要となっています。

◇施策の展開

1) 環境こだわり農産物認証制度の活用

エコファーマー認定制度や、環境こだわり農産物認証制度を活用し、地域農産物の付加価値の向上を図り、「ファーマーズマーケットおうみんち」等と連携しながら、農業者が農産物の流通・販路の拡大や消費者の信頼を得るための取組みを推進します。

また、認定・認証制度に対する生産者の理解と取組みの拡大を図るため、制度の普及・啓発に努めます。

2) 有機農業や減農薬・減化学肥料栽培の普及・促進

関係機関と連携し、有機農業（オーガニック）や減農薬・減化学肥料栽培の普及・促進に向けて、新しい生産技術の導入や技術習得に向けた指導・助言に努めます。

3) G A P 等の推進

G A P（農業生産工程管理）に基づき、生産工程・農薬管理・肥料管理など生産者側の栽培管理を徹底し、消費者がより一層安心して農産物を食していただくため、引き続き制度の普及・促進を図ります。

4) 6次産業化[※]の推進

6次産業化の推進は、地域ブランドの創出、消費者や市場のニーズに即した農産物の提供が可能になるなど地域活性化に向けては、メリットが多い事業です。

現在、市内においては、特産物を活かした加工品の試作が事業者個々で進められており、商品のブランド化に向けた農商工連携による取組みが進んでおります。今後、更なる農業者の経営の多角化や所得拡大を図るため、意欲ある農業者に対しては、6次産業化推進に係る支援を引き続き進めていきます。

近年、6次産業化の取組みや考え方に多様化が見られる中、経営や産地の事業展開能力に応じたバリューチェーン[※]の構築により農産物の付加価値向上が求められ、新たな農業経営と6次産業化に関する取組みに対して、情報提供を行うとともに、高効率化や省力化を図るために必要な施設整備について、国の補助制度等を活用する中、総合的な事業支援に取り組めます。

(3) 地産地消の推進

◇現況と課題

物流システムと栽培技術の向上により、四季を通じて欲しいものが、いつでも、どこでも国内産・外国産を問わず購入できるようになり、旬の食べ物や農業に対する関心や知識が低下し、食と農の距離が遠ざかってきています。

このような中、産直販売・契約栽培などにより、消費者と生産者の顔が見える販売方法が多くなるなど、市内では、「ファーマーズマーケットおうみんち」や食品スーパーの守山産野菜の販売など、地産地消の取り組みが進んでいます。

地域農産物の消費および販路拡大を図るためには、消費者ニーズに応えられる生産および販売体制の確立、さらには地域農業や農産物に関して食と農業の理解を深めてもらうための機会の提供が必要となっています。

また、令和3年9月からの中学校給食の開始に向けて、市内中学校給食における地場産食材の使用量の増加が期待できます。

地産地消を推進することにより、地域農産物の消費拡大による地域農業の活性化や流通過程で発生する経費の削減が求められています。

◇施策の展開

1) 直売所等への出荷拡大

- ・マーケットインに基づく消費者ニーズの把握に努め、消費者には生産者の顔が見える直売所、地元商店、学校給食、農産物加工事業者などへ出荷の拡大を推進します。
- ・市街地においては、地元農産物を購入できる場の拡大を図ることにより、地産地消がより多くの市民に浸透するよう取り組みます。
- ・「ファーマーズマーケットおうみんち」においては、関連機関と連携した施策を展開し、農産物の販路拡大による農家所得の向上を図ります。
- ・市内農産物のPRや販路拡大により、市内農産物などを意識して購入される消費者の増大・確保に努めます。

2) 学校給食への更なる守山産農産物の導入

- ・今後も守山市近江米振興協会を通じて、守山産米の米飯の提供について、引き続き支援します。
- ・市内農産物の更なる導入を推進してまいります。
- ・中学校給食の開始に伴い、守山産米飯の提供および市内農産物の導入を推進し、生産農家の所得向上や生産意欲の増大につなげるよう取り組みます。

3) 食育※の推進

- ・教育現場、生産者、地域住民、行政が密接な連携を図り、学校給食や農業体験学習を通じて、農業への関心を高め、食と農の大切さや食の安全性への理解、地産地消を通じた食料自給率や環境に配慮した意識向上に資する取組みなど、将来の地域を担う子どもたちへの食育（食農教育）を推進します。
- ・第2次守山市食育推進計画※に基づき、食育の関係者が連携・協働し、食育推進に係る施策を展開します。

4) 「もりやま食のまちづくりプロジェクト」の各種事業展開

平成25年5月にJAおうみ富士、守山商工会議所、立命館大学および本市が産官学連携により「もりやま食のまちづくりプロジェクト」を設立し、地産地消をはじめ食育、健康、6次産業化の各分野の取り組みを効果的に結びつける新たな事業展開を推進します。

基本方針6 環境に配慮した農業の推進

環境保全型農業の推進

◇現況と課題

近年の環境保全意識の高まりとともに、食の安全性が問われている中、農業生産においては安全で安心な農産物が求められ、農薬・化学肥料を低減し、堆肥の施用などによる環境との調和に配慮した持続的な農業が求められています。

本市においては、無秩序な野焼きや農業濁水など農業生産活動により発生する環境負荷が見受けられるとともに、農業用廃ビニールの適切な処理を推進する必要があります。

近年、環境こだわり農産物の栽培面積が増え始め、環境への負荷低減を図る技術の取り組みが浸透してきており、更なる栽培面積の拡大を図る必要があります。

◇施策の展開

1) 環境こだわり農産物の生産拡大

- ・本市の環境を保全しつつ生産性の高い安全で安心な農産物を供給するために、関係機関と連携し、堆肥等の施用技術、化学肥料および化学農薬低減技術の導入等、環境にやさしい農業生産方式を推進します。
- ・農薬や化学肥料等を削減し、琵琶湖等への環境負荷を削減する技術の普及拡大を推進するなど、環境こだわり農産物の作付面積拡大を推進します。

2) 農業濁水の流出防止

- ・代かき時における農業濁水流出による環境負荷を低減するため、浅水代かき[※]や水田ハロー[※]を導入した生産方式の指導・助言、畦畔[※]からの漏水防止および止水板による徹底管理を周知・啓発し、地域ぐるみで取り組む活動を支援していきます。
- ・県営水質保全対策事業[※]により造成された浄化池、浄化型排水路および循環ポンプなどの施設を適切に運転および維持管理することで、農業濁水による琵琶湖の水質への環境負荷の削減に引き続き取り組みます。
- ・環境にやさしく、琵琶湖の水質を保全するため環境保全型農業を推進するとともに、こうした取り組みを通して琵琶湖の生態系の保全に努めます。

3) 農業系廃プラスチック等の適正処理

農業用廃ビニール処理については、関係機関と連携する中、有効な処理方法を研究し、農業者への周知を図り、適正処理に取り組みます。

4) 地域環境向上の取組み

- ・地域の農業用水路を景観や生き物に配慮した整備を通じて、防火用水や生活用水として利用できるよう農閑期にも通水することなど、地域の環境向上に活用する取組みを進めます。
- ・多面的機能を有する水田の生物の多様性保全の観点から、冬期湛水管理^{*}の取組みや水田の転作作物としてレンゲやなたねなどの景観作物を作付けすることで、地域の景観向上に資するような取組みを推進します。
- ・稲わらや麦わら等の無秩序な野焼きは行わず、土に還元することで資源の再資源化や有効活用を図る取組みを推進します。

基本方針 7 自然災害等への対応

(1) 自然災害等への対応

◇現況と課題

近年、全国的に大規模災害が頻発する中で、今後も異常気象による自然災害の発生が想定されることから、被害を最小限に留めるための減災対策が必要となります。

また、被害規模により、被災後の早期営農の再開に向けた緊急的な支援策を講じる必要があります。

◇施策の展開

- ・気候変動の影響を受けにくい品種の導入や栽培技術等の情報収集を行い、推進してまいります。
- ・災害に強い農業を進めるため、農業用ハウスの補強や保守管理等の対策を進めてまいります。
- ・自然災害や価格下落等の農業経営における様々なリスクに対応し、農業経営の安定化を図るために収入保険の普及促進を行います。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等への対応

◇現況と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済環境の悪化に伴う、国内の農林水産業・食品産業は、深刻な需要の減少や労働力不足等の課題に直面する中、本市においても農産物生産者の売上減少など農業経営に影響が及んだことを踏まえ、適宜適切な対策が必要となります。

◇施策の展開

- ・国や県が実施する各種支援制度の周知を速やかに行います。
- ・農業者の経営継続に向けた支援策については、今後の国等の動向・対応を踏まえた必要な施策を講じるため、守山市地域農政推進協議会のご意見を参考にするなど、適宜適切な対策を検討します。